

那覇市公報

第 1 3 8 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例（行政経営室） 944
- 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 945
- 那覇市水道給水条例の一部を改正する条例（水道局総務課） 946

◇規 則

- 那覇市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則（消防本部総務課） 947

◇公 告

- 建築基準法違反の行政措置に関する公開による意見の聴取について（公告）（建築指導課） 948
- 住民票の職権消除の公示について（市民課） 949
- 用途地域の指定のない地域（白地地域）内の建築物の建築基準について（建築指導課） 949

◇病院管理規程

- 那覇市立病院診療規程の一部を改正する規程 951

条 例

那覇市条例第 1 号

平成16年 2 月 2 日

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第158条第 7 項」を「第158条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第 2 号

平成16年 2 月 2 日

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年那覇市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「別表第 1」を「別表第 2」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第 3 号

平成16年 2 月 2 日

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例(平成 9 年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第33条中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第 2 号

平成16年 2 月 2 日

那覇市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織に関する規則（昭和47年那覇市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 7 条第 4 項中「指令課」を「指令情報課」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 2 月 3 日から施行する。

公 告

那覇市公告第97号

平成16年 1 月15日

掲 示 済

建築基準法違反の行政措置に関する公開による意見の聴取について（公告）

物件の位置：那覇市繁多川5－283－3番地

物件の用途：工作物（塀・土留め壁）

物件の構造：コンクリートブロック・一部軽量鉄骨造

措置の内容：建築基準法第45条第1項の規定による私道の変更・廃止を禁止

上記について、建築基準法（以下「法」という。）第45条第1項により命じようとする措置及びその事由等を同条第2項の規定によりあらかじめ通知したところ、同法第9条第3項の規定による公開による意見聴取の請求がありました。

ついては、同法同条第4項の規定による公開による意見の聴取を行うので同法同条第5項の規定により公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 命じようとする措置

（ア）私道の変更を禁止

（イ）私道の廃止を禁止

2. 意見聴取の期日

平成16年1月20日（火）午後3時15分～午後4時15分

3. 意見聴取の場所

新都心銘苅庁舎5階会議室

那覇市都市計画部建築指導課
（那覇市銘苅2－3－1新都心銘苅庁舎5階）

電話 951－3244

電送 951－3245

那覇市公告第99号

平成16年 1 月21日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市公告第 101 号

平成 16 年 1 月 23 日

掲 示 済

用途地域の指定のない地域（白地地域）内の建築物の建築基準について

建築基準法（以下「法」という。）第52条第1項第6号に定める容積率、法第53条第1項第6号に定める建ぺい率、法第56条第1項第1号に定める建築物の各部分の高さ・道路斜線、及び法第56条第1項第2号ニに定める建築物の各部分の高さ・隣地斜線を定めたいので次により公告し、縦覧に供します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 建築基準

	容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線
建築基準	20 / 10	6 / 10	1.5	31m+2.5

2 区域字名： 鏡水、安次嶺、当間、大嶺、宮城、高良、具志

3 区域面積： 6. 5 2 3 平方キロ

4 区域区分： 市街化調整区域

5 理 由： 都市計画法及び法の一部を改正する法律が公布（平成12年5月19日）され、平成13年5月18日に施行されました。これにより白地地域の建築基準を法の施行後3年以内に定める必要があります。

本市の白地地域は那覇空港施設以外では防衛施設が大半を占めており、土地利用の将来像が定められない状況です。

沖縄県における駐留軍用地の取り扱いについては、当該軍用地周辺の建築基準と概ね整合を図るため、原則として白地地域の一般的な地域を対象に設定する一般基準（容積率20/10（200%）、

建ぺい率 6/10（60%）を適用することとなっています。

そこで、本市の白地地域においても、周辺地域の土地利用（準工業地域や準住居地域）に準じたものとし、沖縄県の一般基準案にある容積率 20/10、建ぺい率 6/10 を適用することとします。

これに伴う道路斜線及び隣地斜線の基準は周辺地域の土地利用（用途地域）に準じたものとし、それぞれの数値は、1.5 及び 31m + 2.5 とします。

- 6 縦覧場所：那覇市 都市計画部 建築指導課

（那覇市銘苅 2－3－1 新都心銘苅庁舎 5 階）

電話 951－3244 電送 951－3245

- 7 縦覧期間：平成 16 年 1 月 26 日（月）から同年 2 月 9 日（月）まで

病院管理規程

那覇市病院管理規程第 1 号

平成 1 6 年 2 月 2 日

那覇市立病院診療規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院診療規程の一部を改正する規程

那覇市立病院診療規程（平成15年那覇市病院管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式（裏）を次のように改める。

（裏）

ご 注 意

- 1 このカードは全科共通です。来院の都度受付にお出しください。
- 2 毎月初めの来院日には保険証を受付にお出しください。
- 3 このカードは永く使用しますので大切に保存してください。
紛失、破損等による再発行のときは実費をいただきます。
- 4 保険証の変更又は氏名、住所その他に変更があったときは、すぐに届出てください。

一般外来 急病センター（地下1階）
受付時間 午前8：30～午後4：00 平日（月～金）
診療時間 午前8：45～午後5：00 診療時間 午後5：00～午前8：30
（土・日曜日、祝日、慰霊の日、年末年始は急病センターにて終日診療）

〒902－8511 那覇市古島2丁目31番地の1
電話 （098）884－5111（代）

付 則

この規程は、公布の日から施行する。